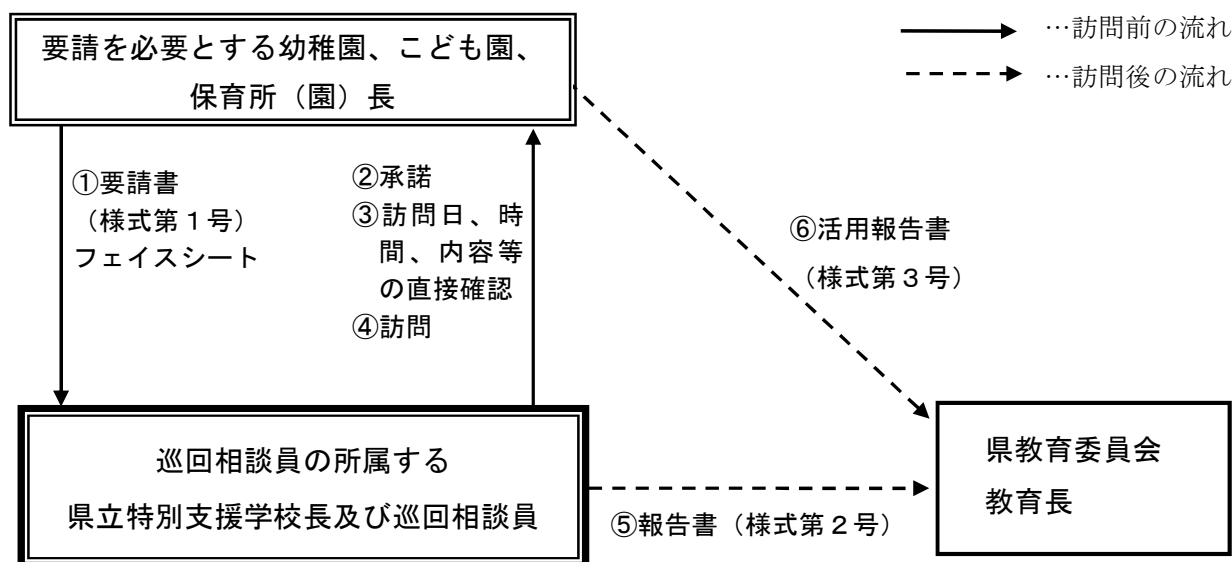


＜幼稚園、こども園、保育所（園）からの要請＞



※市町村立学校に所属する巡回相談員を要請する場合（特別支援教育巡回相談員設置要綱 5（2）ウ）は、別途手続きが必要となります。

[手続き]

- ①要請を必要とする幼稚園、こども園、保育所（園）（以下、幼稚園等という。）長は、派遣を希望する県立特別支援学校長にフェイスシートとともに要請書（様式第1号）を提出する。
- ②依頼のあった学校長は、自校の巡回相談員の派遣依頼について承諾を行う。
- ③要請を必要とする幼稚園等長は、巡回相談員の所属する学校長及び巡回相談員と訪問日・時間・内容等について、電話等により直接確認をする。
- ④巡回相談員は、幼稚園等を訪問し、助言または援助を行う。また、訪問を行った際に、訪問した幼稚園等長に、助言等の内容を口頭で伝える。
- ⑤巡回相談員の所属する学校長は、訪問の概要を県教育長に報告（様式第2号）する。
- ⑥特別支援学校の巡回相談員の訪問を受けた幼稚園等長は、県教育長に活用状況について報告（様式第3号）する。